

今年度も

2024

健康経営優良法人の申請が始まります

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康経営優良法人認定制度」は経済産業省が制度設計を行う、優良な健康経営を実践している企業等を顕彰する制度です。

健康経営を実践していることを社内外にアピールするためには、もはや必須の認定です。今年度の申請準備は万全ですか？

申請期間

8月下旬～10月中旬

詳細な申請方法、申請期間等は
経済産業省ホームページ等をご確認ください。

健康経営優良法人

検索

「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」の申請では、保険者の健康宣言事業への参加が必須となっています。

協会けんぽ岐阜支部加入の事業所さまは、原則、岐阜支部が行う健康宣言への登録が必要です。

『協会けんぽと健康宣言』エントリー受付中!!

もしまだなら、
岐阜支部ホームページから
エントリーシートを印刷して、
今すぐFAX!

協会けんぽと健康宣言 エントリーシート

わが社は、従業員一人ひとりが心身ともに元気で活躍できる職場を目指し、以下の項目に協会けんぽとともに積極的に取り組むことを宣言します。

従業員の健診受診率100%
生活習慣病予防健診の利用、
または定期健康診断のデータの提供

対象者全員の特定保健指導の実施
日程調整・面談場所の確保等、
受け入れ体制の整備

+ 1～3つの範囲で選択し、
□に✓を入れてください

一つ以上
必須

- 運動習慣の定着**
 - ラジオ体操の実施 ●運動講座の開催
 - スポーツイベントへの参加 など
- 食生活の改善**
 - 朝食の提供 ●減塩レシピの紹介
 - 社食でのヘルシーメニュー導入 など
- 飲酒習慣の改善**
 - 社内での休肝日設定 ●適正飲酒の勉強会 など
- メンタルヘルス対策**
 - ストレスチェックの実施 ●相談窓口の設置
 - 交流イベントの開催 など
- 適正な働き方対策**
 - ノー残業デーの設定 ●有給休暇の取得促進 など
- 受動喫煙・禁煙対策**
 - 勤務時間内禁煙 ●敷地内禁煙
 - 禁煙サポートの実施 など
- その他 []

岐阜支部から
宣言書
を送ります



(イメージ)



全国健康保険協会 岐阜支部

協会けんぽ

〒500-8667 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル 14階

☎058-255-5155(代表) FAX 058-255-5165

【電話受付時間】8:30～17:15(土・日・祝日 年末年始を除く)

協会けんぽのホームページもご覧ください。

協会けんぽ 岐阜

検索

- 申請書のダウンロードができます。
- ※各種申請手続きは郵送で受け付けています。
- 多言語による閲覧もできます。